

# 警察における 営業秘密侵害事犯捜査

平成27年7月14日 第3回技術情報防衛シンポジウム

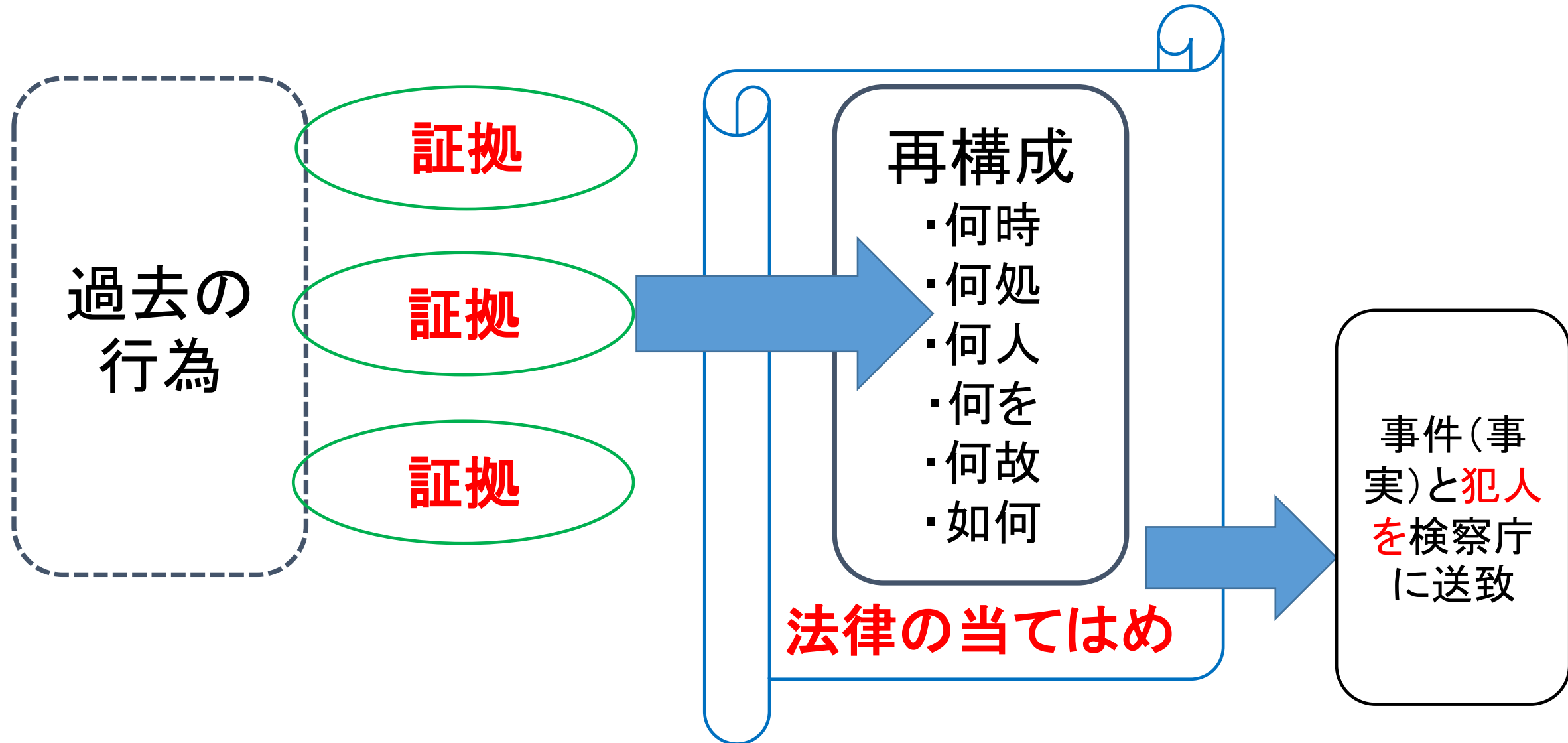
警察庁生活安全局生活経済対策管理官付 理事官  
兼 知的財産権保護対策官

小栗 宏之

# 自己紹介

- 昭和63年 警察庁採用
- 平成6年 警視庁中央警察署・刑事課長代理(知能犯担当)
- 平成12年 福島県警察本部・捜査第二課長
- 平成14年 警察庁生活安全局銃器対策課・課長補佐
- 平成17年 警察庁刑事局捜査第二課・課長補佐
- 平成19年 警察庁刑事局刑事企画課・課長補佐
- 平成21年 埼玉県警察本部・捜査第二課長
- 平成22年 警察庁組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官付・課長補佐
- 平成23年 山形県警察本部・警務部長
- 平成25年 (現職)

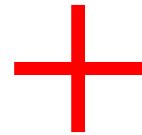
# 警察の行う「捜査」とは



# 証拠とは

## 物証

- ・ 通信ログ
- ・ 防犯カメラ画像
- ・ 入出金記録
- ・ 指紋
- ・ DNA資料
- .....



## 人証

- ・ 被害者
- ・ 目撃者
- ・ 共犯者
- ・ その他参考人
- .....

物証、人証の双方が大切

例) AのICカードでの入室記録がある。

～他人が利用したのでは？

+

同僚が、「休日出勤したら、Aも出勤していた」と供述した。

例) 会社規則では、持出の都度、上司の許可が必要とされている。

～勝手に持ち出したのでは？

—

同僚が、「規則は有名無実で、自由に持ち出せた」と供述した。

# 捜査の流れ① ～端緒情報の入手

一般に、捜査の端緒としては、

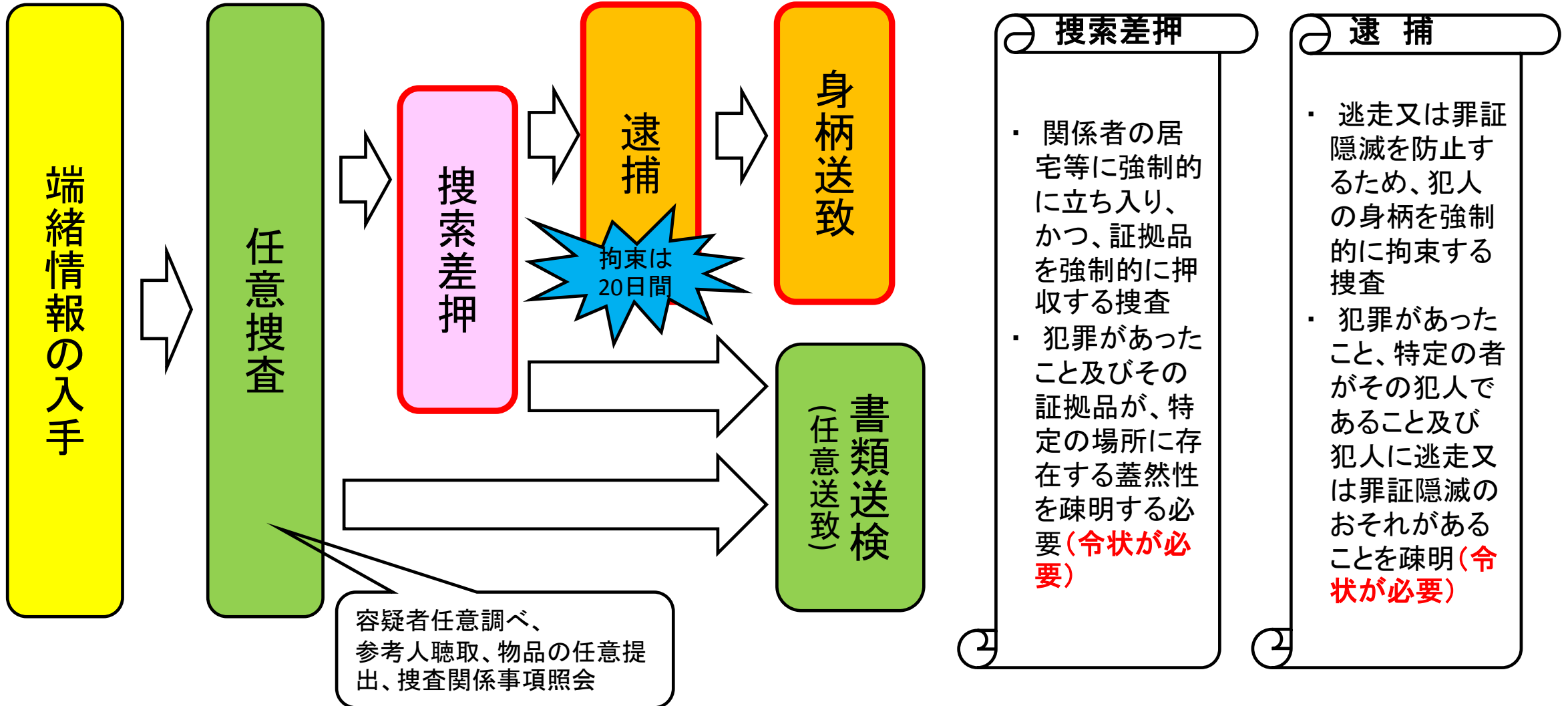
- 被害届
- 告訴 ※ 被害者
- 告発 ※ 第三者(官公庁)
- 自首 ※ 被疑者
  
- (匿名)通報
- 聞き込み(風評)
  
- 警察官の現認
- 容疑者の行動確認
- 余罪捜査
- 他事件の捜査

等がある。

## 告訴とは

- 告訴とは「犯罪事実を申告して犯人の処罰を求める意思表示」
  - 警察は、告訴・告発を受理した場合は、速やかに書類及び証拠物を検察官に送付しなければならない(刑訴法242条)
  - 親告罪の場合、告訴がないと公訴提起ができない。
  - 虚偽告訴罪(刑法172条)  
人に刑事又は懲戒の処分を受けさせる目的で、虚偽の告訴、告発その他の申告をした者は、3月以上10年以下の懲役に処する。
- cf. 軽犯罪法1条16号  
虚構の犯罪又は災害の事実を公務員に申し出た者(拘留又は科料)

# 捜査の流れ②～任意捜査・強制捜査



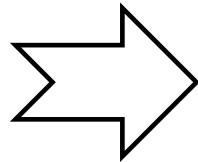
# 捜査の流れ③～海外における捜査

外国の領域内において、我が国は**公権力の行使**(=捜査)は**できない**ことが原則

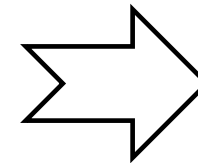


外国捜査機関に要請して、その協力を得ることとなる。

- 外交ルート
- 中央当局ルート(個別条約。日米、日韓、日露、日EU)
- ICPOルート



・証拠物のやり取りはできない



・我が国が捜査できるもの=犯罪でなければ対象とならない。

# 捜査の流れ④～警察における事件広報

## ○刑事訴訟法47条

訴訟に関する書類は、**公判の開廷前には、これを公にしてはならない**。但し、公益上の必要その他の事由があつて、相当と認められる場合はこの限りではない。



### 発生時広報

- 同種事案の続発するおそれがあり、注意喚起を行う必要があるとき  
例: 振り込め詐欺
- どのような事案が発生し、また、警察が対応していることを正確に知らせることにより、国民の安心感を確保する必要があるとき  
例: 殺人事件

### 検挙時広報

- 逮捕事件は、原則として広報する(一般予防論)
- 任意送致事件は、既に周知となっている事案など、警察が犯人を検挙したことを国民に知らせる必要があると判断された場合に、例外的に広報



# 営業秘密侵害事犯における立証ポイント

1. 営業秘密該当性、  
特に、秘密管理性

誰でも自由に持ち出  
せた。

アクセス制限もなく、  
秘密表示もなかった。

2. 図利加害目的  
特に、領得段階

自分の活動記録に  
すぎない。

フォルダの中にそん  
な情報があるとは知  
らなかった。

3. 領得時期の特定

自宅で引継ぎ書を作  
る必要があった。

部内異動でアクセス  
不可となるが、仕事で  
どうしても必要だった。

4. 使用、開示された情報と、領得  
された情報との同一性

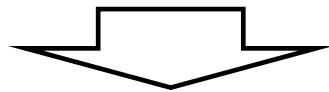
業務の必要？  
それとも領得？

# 企業の初動措置について①

※ サイバー犯罪関係を除く。

## ○ 事実関係の調査

- ・ 社内処分のため、また、犯罪であるとの感触をつかむため、必要な社内調査は進めてもらいたい。
- ・ 調査担当者、調査の対象者には、**秘密の保全**の徹底を。
- ・ **社外の調査は必要最低限**に。
- ・ 弁護士は、将来の民事訴訟に加え、刑事公判における秘匿手続きも担うことから、ご相談することは有効。



社員による持出し、あるいは、外部からの侵入等「営業秘密侵害罪」が発生したとの感触がつかめた。

例) ログ解析から、退職直前に秘密指定されたファイルを大量にダウンロードしていることが判明した。

例) 他社が取引先に持ち込んだ図面を入手したところ、自社の図面と同じ特徴的な記載があった。

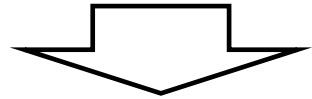
刑事か、民事かについて、会社として意思決定を。

# 企業の初動措置について②

刑事処罰を求めるとの意思決定がなされた場合、すみやかに警察に相談を。

～ 時間の経過とともに、証拠は散逸する。

～ 一般に、警察が捜査を開始したことを知られると、逃走、罪証隠滅を誘発する。



**相談を受けた以降は、  
警察と企業との共同  
作業となる。**

## 相談に当たって

- 相談は、会社としての方針をしっかりお話しただけの人に来ていただきたい。
- 報道発表の予定、民事の予定なども最初に教示願いたい。

## 役割分担の考え方

- 普段の管理状況、情報の有用性(価値)、被疑者が社員の場合、その言動等は、被害企業が一番わかる。
- 警察は、聴取のノウハウや、強制捜査権限があるので、企業が犯人や流出先からの聴取を無理にする必要はない。

## 記録の収集

- アクセスログ、入退出記録、社内メール等は、さかのぼれる範囲ですべて、かつ、特定人物に限定することなく保全を。
- ありのままで保全し、その経緯を記録化しておく。

# 流出防止策

【告訴受理に至らなかった事例】 ※ 旧管理指針での事例

- データ(=営業秘密)を保管したPCにパスワード設定がなかった。
- 営業上の必要性から、顧客名簿(=営業秘密)の抜粋を毎月配布し、回収していなかった。
- 添加物の調合割合(=営業秘密)を記載した作業指示書を事務所内に放置していた。
- 「平成25年」のフォルダに全てのデータを保管していた。
- 社用PCの入れ替えにより、アクセスログを廃棄していた。

秘密管理性  
の問題

立証上の  
問題

☆ 営業秘密とその他の情報を明確に区分しての保管  
☆ ログや簿冊によるアクセス状況の記録

確実な履行を

☆ 退職申出時の、情報を具体的に示しての持ち出さない旨の誓約徴収  
(入社時・研修実施時等、節目節目での誓約書も有効)

# まとめ

- 流出させないためには、日々の管理と定期的なアクセス記録の確認を
- 流出の疑いがある場合は、積極的に警察に相談を
- 警察と企業が一体となって「営業秘密侵害を断固として許さない社会」の創出を